

○ 令和6年度税制改正の大綱（抄）（令和5年12月22日閣議決定）

I 令和6年度税制改正

一 個人所得課税

3 子育て支援に関する政策税制

（国 税）

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① （略）

② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（※）について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。

③ （略）

（注1）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

（注2・3） （略）

（※）令和5年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を、一定の所得要件を満たす場合に、50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置。